

○南丹市地域情報通信ネットワーク施設に関する条例（抜粋）

平成20年3月31日

条例第2号

改正 平成20年12月26日条例第60号

平成25年12月20日条例第29号

平成28年3月31日条例第18号

令和元年12月23日条例第35号

（放送番組審議会）

第10条 センターが実施する放送番組の適正を図るため、市長の諮問機関として有線テレビ放送番組審議会を置く。

2 有線テレビ放送番組審議会の組織、任務その他必要な事項は別に定める。